令和８年（フ）第８５４号
広島市南区青崎２丁目２番10号
破産者　白井　伶奈
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第８１号
広島県呉市三条３丁目８番５号
破産者　森　　裕司
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所呉支部

令和８年（フ）第１９１号
広島県福山市沖野上町二丁目２番28―210号
破産者　大景なつ美
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

令和８年（フ）第２０６号
広島県福山市東深津町二丁目19番17―102号
破産者　木下　順子
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

令和８年（フ）第１９２号
香川県高松市扇町３丁目14番33―101号　扇町コーポラス
破産者　岩崎しのぶ
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和８年（フ）第２０３号
香川県小豆郡小豆島町古江甲260番地５
破産者　中　　悠亮
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和８年（フ）第２３６号
香川県高松市香川町大野2335番地３　ブルーメ101
破産者　菰田　憲男
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和８年（フ）第５７号
香川県坂出市谷町一丁目８番35号ハイツヒルバレー102号、前住所香川県坂出市昭和町一丁目３番１号ビッグロッキー寮203号
破産者　大原　道夫
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所丸亀支部

令和８年（フ）第９１号
香川県丸亀市飯山町東小川705番地25、前住所香川県丸亀市飯山町上法軍寺380番地１リジエール　タンドルＡ棟201号
破産者　富家　加奈（旧姓西尾）
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所丸亀支部

令和８年（フ）第９７号
香川県仲多度郡琴平町榎井572番地１養護老人ホーム琴平老人の家、前住所香川県仲多度郡琴平町下櫛梨72番地１ハートフルスペース愛101号室
破産者　谷口　則子
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所丸亀支部

令和８年（フ）第３０号
高知県高岡郡四万十町見付981番地
破産者　遠藤　年和
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所須崎支部

令和８年（フ）第５５号
佐賀県唐津市浜玉町横田下７番地24　ベルセゾン高虹203号、前住所佐賀県唐津市浜玉町横田下37番地３　グリーンビレッジ浜玉Ｃ107号
破産者　中村　斗輝
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所唐津支部

令和８年（フ）第３４８号
宮崎市大字恒久5567番地　野崎病院内
破産者　松﨑久美子
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

首都高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

首都高速道路株式会社が令和８年９月30日に公告しました「首都高速道路の料金の額及び徴収期間」の一部を令和８年11月12日から下記のとおり変更しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項の規定に基づき公告します。

令和８年11月11日　　首都高速道路株式会社
代表取締役社長　青木　由行

記

1　記〔8〕中「令和８年10月８日」を「令和８年11月12日」に改める。
2　別添２中
「都道高速**葛**飾川口線及び埼玉県道高速**葛**飾川口線
新郷」を
「都道高速**葛**飾川口線及び埼玉県道高速**葛**飾川口線
新郷（ＥＴＣ）」に、
「神奈川県道高速横浜羽田空港線及び都道高速横浜羽田空港線
汐入」を
「神奈川県道高速横浜羽田空港線及び都道高速横浜羽田空港線
汐入（ＥＴＣ）」に、
「神奈川県道高速横浜羽田空港線及び都道高速横浜羽田空港線
浅田」を
「神奈川県道高速横浜羽田空港線及び都道高速横浜羽田空港線
浅田（ＥＴＣ）」に改める。
3　別添３中
「新郷（安行方向へ進行する入口に限る。）」を
「新郷（ＥＴＣ）(安行方向へ進行する入口に限る。）」に改める。

裁決の公告

第二東京弁護士会が令和８年４月17日に告知した同会所属弁護士二森礼央会員（登録番号51942）に対する懲戒処分（戒告）について、同人から行政不服審査法の規定による審査請求があり、本会は、令和８年10月20日、弁護士法第59条の規定により、懲戒委員会の議決に基づいて、本件審査請求を却下する旨裁決し、この裁決は同月23日に効力を生じたので、懲戒処分の公告及び公表等に関する規程第３条第２号の規定により公告する。

令和８年10月23日　　日本弁護士連合会

裁決の公告

大分県弁護士会が令和７年10月29日に告知した同会所属弁護士津島成治会員（登録番号34368）に対する懲戒処分（業務停止２月）について、同人から行政不服審査法の規定による審査請求があり、本会は、令和８年10月20日、弁護士法第59条の規定により、懲戒委員会の議決に基づいて、本件審査請求を棄却する旨裁決し、この裁決は同月23日に効力を生じたので、懲戒処分の公告及び公表等に関する規程第３条第２号の規定により公告する。

令和８年10月23日　　日本弁護士連合会